

ふるさとの森、ふるさとの名木について

「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく景観資産のうち、良好な景観の形成に特に寄与すると認められるものを、「ふるさと景観資産」として選定し、保全・活用の取り組みを支援していくものです。

(1) ふるさとの森

ふるさと景観資産として選定された樹木の集団のうち並木以外をいう。

(2) ふるさとの名木

ふるさと景観資産として選定された樹木及び樹木の集団のうち並木をいう。

【ふるさとの森】

市街化区域内の500m²以上の樹林で、自然環境や景観上優れているものが対象であり、所有者と市が協力して長期にわたり大切に保存していくものです。

ふるさとの森は、37箇所が選定されています。

【ふるさとの名木】

都市景観上特に保存すべき必要のある樹木を所有者と市が協力して長期にわたり大切に保存していくものです。

ふるさとの名木は、87箇所が選定されています。

主な選定基準

樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認められるもので、かつ、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 地上1.5mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5m以上であること
- (2) 樹木の高さが地上15m以上であること
- (3) 株立ちした樹木の高さが3m以上であること
- (4) 樹木がはん登性のもので、高さが3m以上で、かつ、枝葉の面積が30m²以上であること
- (5) 奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること
- (6) 希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要があると認められるものであること
- (7) 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認められるものであること

※ 樹木の記載数値は、下記により計測したものです。

- 樹 高：デジタル計測機等を用い計測
- 幹回り：地上1.5mにおける幹周を計測
- 根回り：根元の幹周（根と幹の境の幹周）を計測
- 枝張り：樹木の最大枝張りを計測